

■ 所定疾患施設療養費(Ⅰ)または(Ⅱ)の算定条件

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等による治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものである。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の症状は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
- ④ 算定にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
- ⑤ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。
- ⑥ (Ⅱ)の算定にあたっては、当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

■ 所定疾患施設療養費の算定状況

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

病名	件数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症	8	50	投薬
带状疱疹			
蜂窩織炎			

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

病名	件数	日数	治療内容
肺炎			
尿路感染症	17	112	投薬
带状疱疹	1	4	投薬
蜂窩織炎	5	32	投薬